

YouTube 県政広報動画制作業務委託

提案説明書

＜添付資料＞

資料 1 YouTube 県政広報動画制作業務提案書作成要領

資料 2 YouTube 県政広報動画制作業務委託仕様書

＜添付様式＞

様式 1 提案参加申込書

様式 2 提案参加辞退届

様式 3 質問書

様式 4 YouTube 県政広報動画制作業務委託共同参加者協定書（ひな型）

令和 7 年 1 2 月

福岡県総務部県民情報広報課

提案説明書

YouTube 県政広報動画制作業務の委託に係る提案については、この説明書によるものとする。

1 YouTube 県政広報動画の概要

(1) 目的

県政に関する情報を、県民の皆さんに分かりやすくお知らせし、県政について興味や関心を持ってもらい、県政をより身近に感じてもらうことを目的とする。

(2) ターゲット層

全ての世代の視聴者層、その中でも特に 10 代～30 代の若年層をメインターゲットとし、そこから波及効果が得られる層（家族、友人等）をサブターゲットとする。

(3) 現状の課題（改善点）

- ① 35 歳以上が主な視聴者層となっている一方、それ以下の若年層や女性視聴者の割合が全体的に低いため、若年層や女性視聴者の興味を引き立てるようなサムネイル、テロップ、演出の工夫が必要。
- ② リポーターがロケ中に機転の利いたコメントやアドリブで対応し、場を盛り上げるフリートークなどを通して自身の個性を最大限に発揮することで、企画内容に左右されず安定して視聴者を引き付けられるよう、リポート能力のさらなる向上が必要。

2 提案依頼内容

別添「YouTube 県政広報動画制作業務提案書作成要領」のとおりとする。

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日 福岡県告示第 244 号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- (6) 事業の目的や背景、実施内容、効果を訴求する動画を制作できる者。
- (7) 県外での取材が可能であること。
- (8) 共同体で参加する場合の構成員は 3 者以内であること。
- (9) 共同体で参加する場合、上記（1）、（3）、（4）、（5）の条件については

全構成員が、（2）（6）（7）の条件については1者以上が該当すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

5 予算規模（消費税及び地方消費税を含む）

9,680千円を上限とする。

6 当該提案に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課 広報係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3102（ダイヤルイン）
ファクス 092-632-5331

7 提案説明書の交付期間並びに交付場所

（1）交付期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）

（「福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）」に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで

（2）交付場所

6の部局及び県ホームページとする。

8 提案書作成にかかる説明会

（1）開催日時

令和7年12月23日（火）午前9時30分から

（2）開催場所

福岡県庁 福岡よかもん広場 多目的ルーム（北棟11階）

（3）その他

出席者は、1社につき3名までとする。

9 質問の受付及び回答

本提案説明書及び提案書作成要領、仕様書の内容等について質問がある場合には、事前に連絡の上、別紙様式3「質問書」により下記のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和7年12月23日（火）午後5時00分

（2）提出方法

電子メール（kouhou@pref.fukuoka.lg.jp）

（3）回答方法

県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者

に対してのみ回答する。

(4) 回答予定日

令和7年12月25日（木）

10 提案への参加及び辞退

(1) 参加

提案参加希望者は、様式1「提案参加申込書」（共同体の場合、連名による。）を提出すること。

(2) 辞退

申込書を提出後、提案参加を辞退するときは、様式2「提案参加辞退届」（共同体の場合、連名による。）を提出すること。

(3) 提案参加申込書及び提案参加辞退届提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時00分

(4) 提案参加申込書及び提案参加辞退届を受け付ける時間

午前9時00分から午後5時00分まで（県の休日を除く）

(5) 提案参加申込書及び提案参加辞退届提出場所並びに提出方法

6の部局に、必ず持参すること。

(6) その他

共同体での参加を含め、同一者が複数の提案に参加することはできない。

11 提案書の作成方法

別添「YouTube 県政広報動画制作業務提案書作成要領」による。

12 提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）の提出

(1) 提出書類

① 提案書 10部

② 添付書類

会社概要書（業務概要などがわかるパンフレット等） 1部

※ 共同体で参加をする場合は、構成員ごとの会社概要書とともに様式4「共同参加者協定書」（写し）を1部提出すること。

(2) 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時00分

(3) 提案書等を受け付ける時間

午前9時00分から午後5時00分まで（県の休日を除く）

(4) 提出場所及び提出方法

6の部局に、必ず持参すること。

(5) その他

提出期限までに提案書等の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

13 事業者の選定

県庁内に設置する評価委員会において、提案書及び各提案参加者によるプレゼンテーションの内容を評価し、業務委託先候補者の選定を行う。

14 プrezentationの実施

(1) 開催日時

令和8年1月23日（金）14時00分から（予定）

(2) 開催場所

福岡県庁総務部会議室（南棟地下1階）

(3) その他

- 出席者は、1社につき3名までとする。
- 持ち時間は各20分程度（質疑を含む）とする。
- 提案書等の提出順で、参加者によるプレゼンテーションを行うこととする。
- プレゼンテーションの詳細な日程については、提案書の提出期限後に各提案参加者に通知する。
- プレゼンテーションの開始時間に遅れた提案参加者は参加を辞退したものとみなし、評価対象から除外する。

15 評価結果の通知

評価結果については、各提案参加者に別途通知する。

16 その他

(1) 次に該当する提案書は評価の対象から除外する。

- 「YouTube 県政広報動画制作業務提案書作成要領（資料1）」で指定する作成様式及び注意事項等に示された条件に適合しないもの。
- 「YouTube 県政広報動画制作業務委託仕様書（資料2）」に掲げる仕様を満たさないもの。
- 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提案参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提案書は返却しない。

(4) 映像、音声による提案は認めない。

(5) 県は、業務委託先候補者に選定された者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。なお、委託業務内容は、業務委託先候補者の提案内容をベースとするが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。

(6) 提出された提案参加申込書及び提案書を委託先選定の目的以外に使用することはない。ただし、選定された提案参加者の提案書は開示することがある。

以上

YouTube 県政広報動画制作業務提案書作成要領

提案書等については、本要領に沿って作成すること。

1 業務概要及び仕様

「YouTube 県政広報動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 提案書の作成方法等

（1）提案書の様式

提案書の用紙はすべてA4判で作成すること。

表紙には、タイトル「YouTube 県政広報動画制作業務提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

提案書は、図表等を含め最大30ページとし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

（2）作成方法

提案書の作成に当たっては、別紙「YouTube 県政広報動画制作業務企画提案評価項目表」に掲げる各項目に沿って作成すること。

なお、仕様書に掲げる仕様を満たさない提案は、評価の対象から除外するので注意すること。

3 提案書の提出方法等

（1）提案書の提出部数 10部

（2）添付書類の提出部数

会社概要書（業務概要などがわかるパンフレット等） 1部

※ 共同体で参加をする場合は、構成員ごとの会社概要書とともに様式4「共同参加者協定書」（写し）を1部提出すること。

4 注意事項

（1）使用言語は、日本語とする。

（2）提案書は、専門的知識を有しないものでも理解できるようなわかりやすい表現とするよう配慮すること。

YouTube 県政広報動画制作業務委託仕様書

1. 委託事業の目的

福岡県が進める施策・事業等について、身近で分かりやすく伝える動画を企画、制作し、福岡県公式 YouTube チャンネル「ふくおかインターネットテレビ」で配信することで、全ての世代の視聴者層、その中でも特に 10 代～30 代の若年層を中心としたコンテンツ提供によって県民の県政への理解と参加を促進する。

2. 委託業務の概要

(1) 委託事業名

YouTube 県政広報動画制作業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 委託業務内容

① 動画の制作・アップロード

- ・ 県が進める施策・事業等について、身近で分かりやすい動画を制作すること
- ・ 制作する動画は、リポーターを起用し、リポーター本人が体験し感想を伝えるとともに、原則として、事業の目的や背景、実施内容、効果を訴求する深みのある内容とすること

※ ただし、視聴者に対して、より訴求できる優れた提案内容であれば、これに代えることができる

- ・ 動画制作のための取材、撮影は、1 動画につき 1～3 日とすること
- ・ 各動画における広報テーマは、県が決定するものとし、受託者は当該テーマに基づき、効果的な制作に努めなければならない
- ・ 各動画には、共通した番組タイトルを付けること
- ・ 想定する動画制作の工程

ア 動画シナリオの作成

イ 動画制作のための取材、撮影（1～3 日）

ウ 動画の編集（テロップ、サムネイル作成等）

エ 動画の校正（2～3 回程度）

オ 動画を県公式 YouTube チャンネルにアップロード

カ 動画の分析・報告

- ② 制作した動画の再生回数等の向上に向けた取り組み
- ①で制作した動画の配信日から 30 日後の再生回数目標値を提案すること
 - ①で制作した動画を PR するため、制作した動画の中からポイントとなる 1 コンテンツを抽出し、それだけで理解できるショート動画(60 秒以内) を 1 動画につき 1 本以上制作すること
 - この他、各動画の再生回数の目標達成や向上につながる取り組みを実施すること。また、再生率やチャンネル登録者数などの向上につながる取り組みがある場合、提案すること。
【例：チャンネルの認知度を高めるための SNS 広告、動画を PR する YouTube 広告、出演者による SNS 告知等】

上記のほか、受託者決定後、企画提案の内容に基づき必要と思われる業務を協議して決定するものとする。

3. 動画の仕様

制作する動画の基本的な仕様は、下記のとおりである。

(1) 動画数

年 2 2 本（月 2 本程度の配信を想定）

(2) 長さ

10 分程度

(3) 制作期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

(4) 障がい者への配慮

動画は、字幕を付すること（クローズドキャプションの設定）。

(5) 成果物の提出

各月分の制作がすべて終了した後、その月の動画を記録媒体に記録して県に提出すること。なお、県が求めた場合、動画のダビング及び記録媒体の提出を隨時行うものとする。

(6) 動画の配信期間

本業務において作成した動画について、著作権及び肖像権を理由に公開期間を制限する場合、最終配信から 2 年間は公開・配信することができるものとする（この間、作成、公開、配信された動画について、著作権及び出演者の肖像権を理由に公開・配信等を制限できないものとする）。

4. 業務実施上の留意事項

- 業務実施に当たっては、県の担当者と連絡調整を密にすること。
- 業務実施体制において、出演リポーターは、取材日の調整が柔軟に対応可

能な体制とすることが望ましい。

- (3) 出演リポーターに関し、社会的な影響、品位・名誉を損なう行為等が認められた場合、受注者は速やかに県に報告すること。県が当該事象をもって出演が不適切であると判断した場合、受注者は、代替リポーター（当初予定のリポーターと同等以上の資質及び実績を有する者）を選定・提案し、県の承認を得た上で、速やかに手配するものとする。
- (4) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守し、安全確保の措置を講じること。
- (6) 委託料には、業務にかかる経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等）の一切を含む。

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスするがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスするがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読み取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うもの

とする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注) 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。

YouTube県政広報動画制作業務企画提案評価項目表

評価項目		評価の視点・ポイント
動画制作	1 <u>動画コンセプト・タイトル</u> ※動画構成・内容 ※出演予定者について、プロフィールを記載すること。 ※タイトル、番組構成が分かる絵コンテ、時間配分、1本分の制作のフローなどを具体的に示すこと。	①動画のコンセプトを明確に示しているか。 ②内容にふさわしいタイトルがつけられているか。
	2 <u>障がい者に対する対応</u>	①県民、特に20代～30代の若年層にとって県政を身近に感じられ、わかりやすい動画構成・内容となっているか。 ②動画出演予定者は、視聴者をひきつける新鮮さや県政を的確に伝えることができる配役となっているか。
	3 <u>動画再生数等向上のための取組み</u>	①字幕付与のほか、障がいのある視聴者への有効な情報伝達の手法が提案されているか。
動画再生数等向上	4 <u>類似業務の実績</u> ※類似業務とは、動画制作業務のうち、過去5年間に行った主な業務とする。	①配信日から30日後の再生回数目標が提案されているか。 ②目標達成のため、ショート動画制作のほか、再生数向上のための具体的かつ効果的な取組み内容が提案されているか。 ③再生数に加え、再生率やチャンネル登録者数などの向上の取り組みが提案されているか。
制作体制	5 <u>業務実施体制</u> ※業務を処理するための処理体制及び配置予定の要員、その名簿及び各要員の資格・業務経験、役割を具体的に示すこと。 ※各要員が自社の者か外部の者かが分かるように記載すること。 ※制作を外部発注で行う場合には、担当スタッフの業務実績を記載すること。	①円滑な業務遂行が十分可能な体制となっているか。 ②制作物に対する確認体制は十分か。 ③出演リポーターは取材日の調整が柔軟に対応可能な体制となっているか。
	6 <u>業務実施計画</u> ※企画・制作・編集に係る一連の業務の流れを示すこと。 ※企画から編集までに通常要する日数を示すこと。これに加えて、配信に急を要するテーマについて、通常より短い日数で対応することができる場合は、その所要日数を示すこと。	①業務を確実かつ円滑に実施できる業務実施計画となっているか。 ②県政の話題を速やかに県民に伝えるための方法が示されているか。